

## 入札に関するQ & A

Q 1. 複数落札入札制度とはどのような制度ですか。

A 1. 一度の競争入札により、入札者の中から2以上の者（＝複数者）を落札者とすることができる制度です。

需要数量が多いなど、単一の民間事業者では処理できない業務を入札にかける場合、特例政令が適用される調達契約の入札に限って、特に適用することができる制度です。

Q 2. なぜ今回、複数落札入札制度を採用したのですか。

A 2. 処理施設での受入可能量が各々異なるためです。

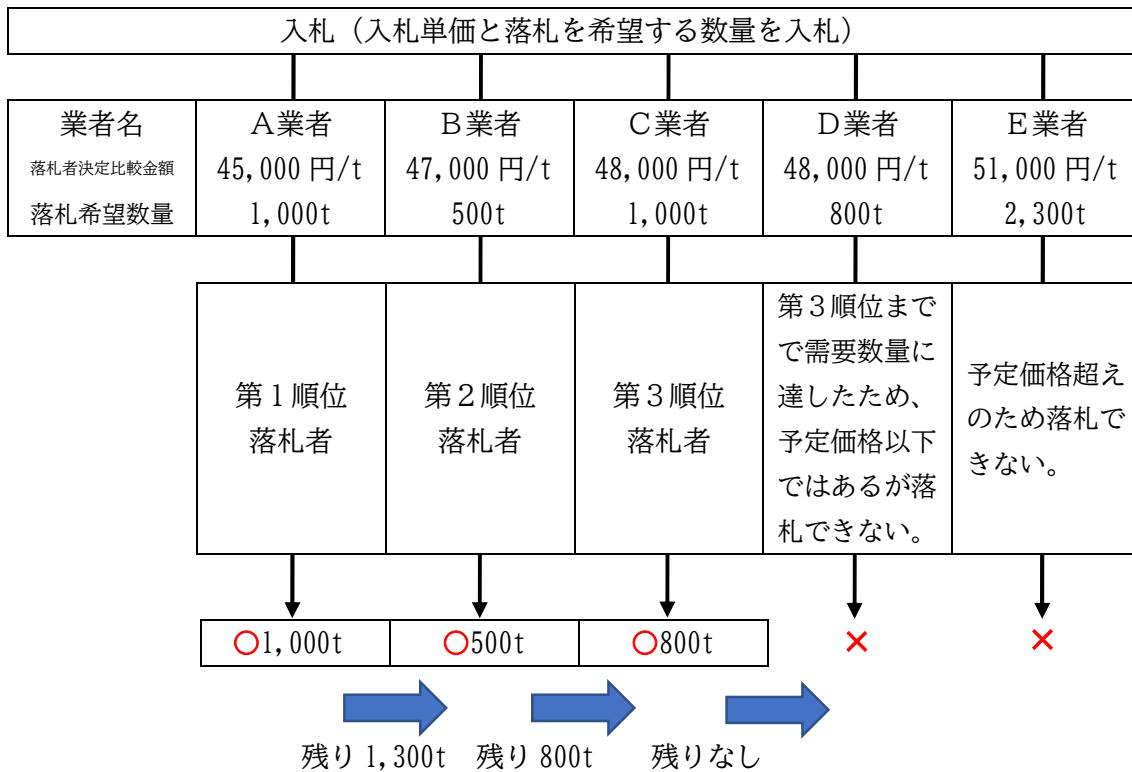
Q 3. 具体的に、どのように落札者を決定するのですか。

A 3. 概ね次のとおりです。

【例】○予定価格（落札者決定比較金額）：50,000円/t

（1t当たりの収集運搬・処分費用・産業廃棄物税相当分）

○需要数量：2,300t



※C業者とD業者の単価は同じですが、落札希望数量の多いC業者が先順位の落札者になります。

※C業者は、落札希望数量は1,000tですが、需要数量を上回るため、需要数量の範囲内の落札、契約となります。

Q 4. 同価の入札者が2人以上いる場合はどうするのですか。

A 4. 落札希望数量の多い者を先順位の落札者とします。落札希望数量が同一である時は、くじで先順位の落札者を決めます。

Q 5. 最後の順位の落札者の落札希望数量を、他の落札者の入札数量と合算すると需要数量を超える場合はどうするのですか。

A 5. 需要数量を超える数量については、落札がなかったものとします。なお、落札希望数量の上限は需要数量（2,300t）になります。

Q 6. 落札者のうち契約を結ばない者がいるときは、どうするのですか。

A 6. その者の落札していた数量の範囲内で、まず最後の順位の落札者が落札がなかったものとされた数量の落札があったものとして落札、契約となります。次に同価の入札者の内、落札者にならなかった者が需要数量の範囲内の落札、契約となります。

【例】Q 3の例において、B業者が契約を結ばない場合、C業者が1,000tで落札し、残りの需要数量の300tは落札者にならなかったD業者が落札、契約となります。

Q 7. 入札を行った結果、需要数量に残が生じた場合はどうなるのですか。

A 7. 落札者以外の入札者のうち、落札者決定比較金額の低いものから順に随意契約の協議を行う予定です。なお、この場合は入札における最低落札単価の範囲内で随意契約することとなります。